

令和元年9月6日

神領小学校保護者の皆様

春日井市立神領小学校長
青山 静夫

台風15号の接近に伴う対応について（お知らせ）

新秋の候、保護者の皆様には益々ご清祥のことと存じます。

日頃は本校の教育に多大なるご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、台風15号が9月8日（日）～9日（月）にかけて東海地方に影響を与える懸念があります。接近に際しましては、以下のように対応させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 暴風警報発令時の授業について

愛知県または愛知県西部地方(尾張東部)に「暴風警報」が発令され、なおかつ春日井市でも同様の警報がでているとき

(1) 午前7時までに警報が解除された場合 ⇒ 平常通り・給食あり

(2) 午前11時までに警報が解除された場合

⇒13:00に集合場所に集合し通学班で登校。

5時間目から授業開始（家で昼食）となります。

(3) 午前11時を過ぎても、警報が解除されないとき ⇒ 当日の授業を中止

※ なお、上記(1)の場合でも、通学路が冠水等で通行不能や危険な状態になった場合は、ご家庭で判断していただき、登校可能になるまで登校を見合わせてください。

2 登校後に「暴風警報」（特別警報発令も同様）が発令された場合について

(1) 授業を中止し、安全を確認して速やかに通学班下校（緊急下校）させます。

(2) 通学路の通行が危険であると判断したときや児童の帰宅が困難と認めた場合には、校内の安全な場所に集めて待機させ、状況に応じては、お迎えをお願いすることもあります。

※ 状況によっては、「暴風警報」が発令されなくても、安全を確認のうえ、上記の措置をとる場合があります。

3 その他

○ 学校ホームページや緊急メールでも台風等の情報を発信いたしますので、よろしくご願ひいたします。

※暴風警報発令時の登下校については、ホームページ上でも、掲載しております。

神領小ホームページ <http://www.kasugai.ed.jp/jinryo-e/>